

京都市告示第187号

計量法第21条の規定により右京区の旧京北町地域に所在するひょう量500キログラム以下の質量計について、次のとおり定期検査を行います。

平成17年 4月22日

京都市長 榊本頼兼

実 施 日 時	検 査 場 所
平成17年5月23日(月) 午前10時00分から午後2時30分まで	京北合同庁舎
平成17年5月24日(火) 午前10時00分から午後2時30分まで	京北合同庁舎

(計量検査所)